

# 山梨県公報

第二千三百二十三号

平成二十五年

五月二十三日

木曜日

## 目次

手数料の収納事務の委託	三三九
保安林の指定の予定	三三九
保安林の指定の解除	三三九
換地計画の決定(二件)	三三〇
公告	三三〇
基本測量の終了	三三〇
公安委員会	三三〇
一般競争入札について	三三〇

## 告示

### 山梨県告示第百八十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成二十五年五月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 委託の相手方  
東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号 社会福祉法人日本保育協会
- 委託に係る手数料  
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料
- 委託の期間  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

### 山梨県告示第百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十五年五月二十三日

山梨県知事 横内正明

保安林の所在場所

山梨市牧丘町北原字矢之沢三四六一、三四六二の一、三四六二の二、三四六三、三四六四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十三日

山梨県知事 横内正明

一 解除に係る保安林の所在場所

笛吹市石和町上平井字午新田一〇七八の二(次の図に示す部分に限る。)、一宮町坪井字北権現堂一八八四の四・一八八四の五・一八八七の一・一八八七の五・一八八八の一・一八八八の二・一八八八の四(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、一八八四の七、一八八四の一三、一八八七の六、一八八七の一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に

供する。）

山梨県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営畑地帯総合整備事業（御勅使川沿岸地区第2工区）の換地計画を定めたので、次の  
とおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年五月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年五月二十四日から同年六月二十日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 異議申立期間

平成二十五年六月二十一日から同年七月五日まで

山梨県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営畑地帯総合整備事業（御勅使川沿岸地区第5工区）の換地計画を定めたので、次の  
とおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年五月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年五月二十四日から同年六月二十日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 異議申立期間

平成二十五年六月二十一日から同年七月五日まで

公 告

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十五  
年五月八日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年五月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

二 作業期間 平成二十四年五月二十五日から平成二十五年三月二十九日まで

三 作業地域 山梨県全域

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月  
十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも  
のである。

平成二十五年五月二十三日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

地図ライセンス 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十五年十月一日から平成三十年九月三十日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す  
る額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切  
り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 二 一般競争入札の参加資格

- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者のみならず。
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

## 三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二三五 二二二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十五年六月六日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年七月四日（木）午前十一時 山梨県庁県民会館四〇一会議室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所

平成二十五年七月三日（水）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 入札者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十五年六月十七日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
  - 5 契約書作成の要否  
要
  - 6 本契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の物品の借入れを受ける契約とする。
  - 7 その他  
(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。  
(二) 詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured  
Software Licences for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1 Set
  - 2 Date and time for tender  
11:00AM July 4, 2013
  - 3 Bureau in charge  
Information System Planning and Direction Section, Information Management

Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police  
Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan  
TEL 055-235-2121